

【様式3】

法人の事業経歴

| 年月 | 経歴 |
|----|----|
| | |

【記入方法】

- ・法人設立から現在に至るまでの沿革について、時系列で記入してください。
- ・事業内容についても、具体的に記入してください。
- ・整備予定の施設についても記入してください。特に、今回の公募に係る計画以外に今後整備を予定している場合には必ず記入してください。

法人の事業経歴

| 年月 | 経歴 |
|---------------------------|--|
| 平成〇〇年〇〇月 | 社会福祉法人□□□□会設立 |
| 平成〇〇年〇〇月 | 知的障害者通所授産施設〇〇苑開設(××県××市) ・定員〇〇人 (平成〇年〇月、障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)へ移行済) |
| 平成〇〇年〇〇月 | 障害福祉サービス事業所△△園開設(東京都××区) ・定員:自立訓練〇〇人、就労移行支援〇〇人 |
| 平成〇〇年〇〇月予定 (〇〇年～〇〇年整備) | 障害福祉サービス事業所◇◇園開設(東京都××区) ・定員:生活介護〇〇人 |

【記入方法】

- ・法人設立から現在に至るまでの沿革について、時系列で記入してください。
- ・事業内容についても、具体的に記入してください。
- ・整備予定の施設についても記入してください。特に、今回の公募に係る計画以外に今後整備を予定している場合には必ず記入してください。

【様式4】

役員名簿

| 氏名（役職名） | 他法人役員等兼務 | 備考 |
|---------|----------|-----------------------|
| 代表者 | 無 有 | 【代表者略歴】 |
| | | |
| 理事・役員 | 無 有 | |
| 理事・役員 | 無 有 | |
| 理事・役員 | 無 有 | |
| 理事・役員 | 無 有 | |
| 理事・役員 | 無 有 | |
| 理事・役員 | 無 有 | |
| 理事・役員 | 無 有 | |
| 理事・施設長 | 無 有 | 施設長資格 有 無【取得計画（ ）】 |
| | | |
| 評議員 | 無 有 | |
| 評議員 | 無 有 | |
| 監事 | 無 有 | |
| 監事 | 無 有 | |

すべての役員・評議員の氏名・役職名を記入してください。法人の状況により加除・修正してください。

他の法人の役員を兼任している場合は、「他法人役員等兼務」欄の有に○を付し、備考欄に法人名・役職名を記入してください(計画中のものを含め、複数の場合はすべて記入)。

職歴等に、建設会社等との関連がある場合は、その状況を備考欄に記入してください。

【様式5】

法人運営に関する基本的な考え方・理念

| 項 目 | 内 容 |
|---------------------------|-----|
| 1 設立の目的・趣旨 | |
| 2 法人の経営・運営に関する理念 | |
| 3 理念を具体化するための方策（実施していること） | |
| 4 その他 | |

建築に関する相談事項と問い合わせ先

(世田谷区のホームページ)

住まい・街づくり・交通 → 街づくり → 街づくりの情報・制度 → 都市整備・道路整備・街づくりに関する窓口のご案内

| お問合せ事項 | | 担当課 | 電話番号 |
|---|--|------------------|---|
| 各総合支所街づくり課 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域整備方針 ●地先道路整備方針 ●中高層建築物に関する紛争調整 ●土地区画整理事業を施行すべき区域（市街化予想線）（世田谷総合支所を除く） ●東京都風致地区条例に基づく規制・許可（玉川・砧総合支所） ●建築確認に伴う条例・要綱の手続き <ul style="list-style-type: none"> *住環境整備条例 <ul style="list-style-type: none"> みどりの基本条例・都市緑地法（「みどりの計画書」・「緑化地域制度」届出） 国分寺崖線保全整備条例（玉川・砧総合支所） 中高層条例（標識設置） 小規模宅地開発指導要綱 ●建築台帳証明（世田谷総合支所を除く） ●建築計画概要書の閲覧 ●建築協定 ●緑地協定 ●都市計画法第53条・土地区画整理法第76条の許可（建築確認を伴うものを除く） ●都市計画法第65条の許可 ●都市計画・地区計画・沿道地区計画・地区街づくり計画等 <ul style="list-style-type: none"> *用途地域 建ぺい率 容積率 高度地区 防火地域 日影規制時間等（ただし、市街地再開発事業関連を除く。） ●自動車臨時運行許可 ●道路・公園等に関する相談 ●外環周辺の街づくり（砧・烏山総合支所） ●不燃化特区制度（世田谷・北沢総合支所） | 世田谷総合支所街づくり課 | 5432-2460 5432-2870~2 |
| | | 北沢総合支所街づくり課 | 5478-8031 5478-8074 5478-8076 |
| | | 玉川総合支所街づくり課 | 3702-4513 3702-4539 3702-4568 3702-4573 |
| | | 砧総合支所街づくり課 | 3482-1301 3482-1398 3482-1724 3482-2594 |
| | | 烏山総合支所街づくり課 | 3326-9618 |
| 第1庁舎4階 | <ul style="list-style-type: none"> ■都市計画の案内 <ul style="list-style-type: none"> *用途地域 建ぺい率 容積率 高度地区 防火地域 日影規制時間等 ■国土法に基づく届出 ■建築審査会事務局 | 都市整備部 都市計画課 | 都市計画 5432-2455~9 調整係 5432-2452~3 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■建築基準法の道路に関する相談及び調査 ■位置指定道路の手続き ■狭あい道路幅整備 ■地区街づくり協議会 | 都市整備部 地域整備課 | 建築線・狭あい 5432-2469、 2542、2552~5 防災街づくり 5432-2558 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ユニバーサルデザイン推進条例届出 ■バリアフリー法・バリアフリー建築条例認定 ■風景づくり条例届出 ■地域風景資産・景観法・世田谷百景 | 都市整備部 都市デザイン課 | 都市デザイン 5432-2038~9、2054 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■建築確認申請受付・台帳証明 ■建築計画概要書の閲覧 ■住宅用家屋証明 ■屋外広告物の許可 ■優良住宅証明 | 都市整備部 建築調整課 | 建築調整 5432-2463~65 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■条例等の制定及び改廃等・定期報告・事故報告・浸水予防対策 | | 建築調整 5432-2467 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■建築に係る許可・認定 | | 許可・認定 5432-2462 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■耐震診断・耐震補強工事等の相談・助成 | | 耐震促進 5432-2454、2468 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■建設リサイクル法（建築工事）の届出 | 都市整備部 建築審査課 | 建築安全 5432-2477 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■建築確認申請の審査 ■中間検査・完了検査 ■低炭素建築物新築等計画認定 ■長期優良住宅建築物等計画認定 ■省エネルギー法の届出 | | 建築審査 5432-2466、2474、2485 構造審査 5432-2480 設備審査 5432-2481 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■違反建築物の是正指導 | | 監察 5432-2484、2486 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■指定確認検査機関に関すること | | 指定機関指導 5432-2482、2488 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■特別区道認定・区管理道路指定等 ■認定証明・区域証明・境界証明 ■道路・水路用途廃止 | 道路整備部 道路管理課 | 道路認定 5432-2564~7 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■道路・水路等区有地の境界確定 | | 境界確定 5432-2577、2593~6 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■地籍調査 ■公共基準点 | | 道路台帳 5432-2575~6 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■不法占用監察 ■特殊車両通行許可 ■違反広告物除却協力員制度 | | 道路監察 5432-2588~9 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■急傾斜地崩壊危険箇所 ■土砂災害警戒区域 | | 調整 5432-2562~3 | |

| | | お問合せ事項 | 担当課 | 電話番号 |
|---|--------------------------------------|--|---|--|
| 第3庁舎 (プレハブ棟) | 1階 | <ul style="list-style-type: none"> ■区営・区立住宅の管理 ■マンション建替促進法 ■都営住宅・都民住宅公募 ■住宅条例 | 都市整備部 住宅課 | 住宅 5432-2498~9、 2502、2504~5 |
| | | ■住まいサポートセンター | | 住まいサポートセンター 5432-2532 |
| | 2階 | <ul style="list-style-type: none"> ■開発許可 ■宅地造成許可 | 生活拠点整備担当部 拠点整備第一課 | 5432-2625~6 |
| | | ■鉄道上部利用計画 (小田急線) | | 5432-2624、2549 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■二子玉川東地区再開発事業 ■三軒茶屋二丁目地区の街づくり | 生活拠点整備担当部 拠点整備第二課 | 5432-2556 |
| | | ■土地区画整理事業 | | 5432-2557 |
| | | ■バス交通サービス ■連続立体交差事業 (小田急線) | 交通政策担当部 交通政策課 | 5432-2544、2546 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■交通安全啓発■交通安全協議会 ■自転車等駐車対策■放置自転車撤去■駐輪場・保管所管理 ■レンタサイクル■大規模店舗駐輪場■民間駐輪場助成 | 交通政策担当部 交通安全自転車課 | 5432-2515~6 2573、2578 |
| | ■連続立体交差事業 (京王線) 及び沿線地域の街づくり調査、計画及び調整 | 鉄道立体・街づくり調整担当課 | 5432-2535、2545 | |
| | 城山分庁舎 | 1階 | <ul style="list-style-type: none"> ■みどりともみずの基本計画■みどりのトラスト基金 ■公園緑地用地取得 | みどりともみず 政策担当部 みどり政策課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■樹木移植助成■生垣・花壇・シンボルツリー・屋上・壁面緑化助成等 | | | 公園緑地等 5432-2591~2 | |
| ■事業用等駐輪場緑化助成■国分寺崖線・湧水保全 | | | 5432-2282 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■公園・緑地等の工事計画及び監督 ■多摩川緑地広場管理公社 | | | みどりともみず政策担当部 公園緑地課 | |
| 2階 | | <ul style="list-style-type: none"> ■道路・公園等用地取得 ■物件移転補償・損失補償 ■道路・水路用地処分契約 ■地価公示 | 財務部用地課 | 5432-2507~11 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■土木事業実施計画 ■電線類地中化計画 ■土木工事積算基準・設計単価 ■水防対策 | 土木事業担当部 土木計画課 | 土木計画、庶務、技術管理 5432-2366~7 5432-2369、2580 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■河川・水路調査 ■豪雨対策 ■雨水浸透施設・雨水タンク助成 | | 河川・雨水対策 5432-2365 |
| | | ■下水道事業受託 | | 下水道整備 5432-2215 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■街路灯管理 ■防犯灯助成申請 ■開発行為第32条協議 ■住環境条例協議 (雨水流出抑制施設等協議) ■道路、水路、河川の工事設計及び監督 ■私道整備・私道排水設備助成申請 ■道路等管理協定 | 土木事業担当部 工事第一課 (世田谷・北沢地域) | 工務 5432-2375 設計 5432-2376 工事 5432-2377 |
| | | 3階 | <ul style="list-style-type: none"> ■道路・河川占用許可 ■道路掘削工事許可 ■沿道掘削工事協議 ■自費工事許可申請 (道路) ■建設リサイクル法 (土木工事) 届出 ■路上広告物許可 ■路外駐車場届出 | 土木事業担当部 土木計画課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■道路整備方針 ■都市計画道路・主要生活道路の計画 ■広域幹線道路の連絡調整 (東京外かく環状道路に係るものを除く) | 道路整備部 道路計画 外環調整課 | | 道路計画 5432-2537~8 | |
| ■東京外かく環状道路に係る調整に関すること | | | 外環調整 5432-2548 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■都市計画道路・主要生活道路事業の推進 ■道路代替地管理 (一時貸付を含む) | 道路整備部 道路事業推進担当課 | | 道路事業推進 5432-2517~8 | |
| ■交通広場整備推進 (成城学園前駅・経堂駅・下北沢駅) | 道路整備部 交通広場整備担当課 | 交通広場整備 5432-2539、2547 | | |
| 土木管理事務所 | 公園管理事務所 | (土木事務所) | 世田谷 (若林1-34-2) | 世田谷土木管理事務所 Tel 3424-2790 世田谷公園管理事務所 Tel 3412-7841 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■道路、水路、河川等維持管理 ■交通安全施設維持管理 ■へい死犬猫処理 | 北沢 (代田5-19-1) | 北沢土木管理事務所 Tel 5486-7010 北沢公園管理事務所 Tel 5431-1822 |
| | | (公園事務所) | 玉川 (中町4-35-11) | 玉川土木管理事務所 Tel 3702-4914 玉川公園管理事務所 Tel 3704-4972 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■公園、緑地、緑道、街路樹等維持管理 ■公園等管理協定 ■保存樹木・樹林地 ■公園一時占用 | 砧 (大蔵4-6-2) | 砧土木管理事務所 Tel 3417-9571 砧公園管理事務所 Tel 3417-9575 |
| | | | 烏山 (粕谷4-9-27) | 烏山土木管理事務所 Tel 3308-8133 烏山公園管理事務所 Tel 3308-0731 |
| | | | | |

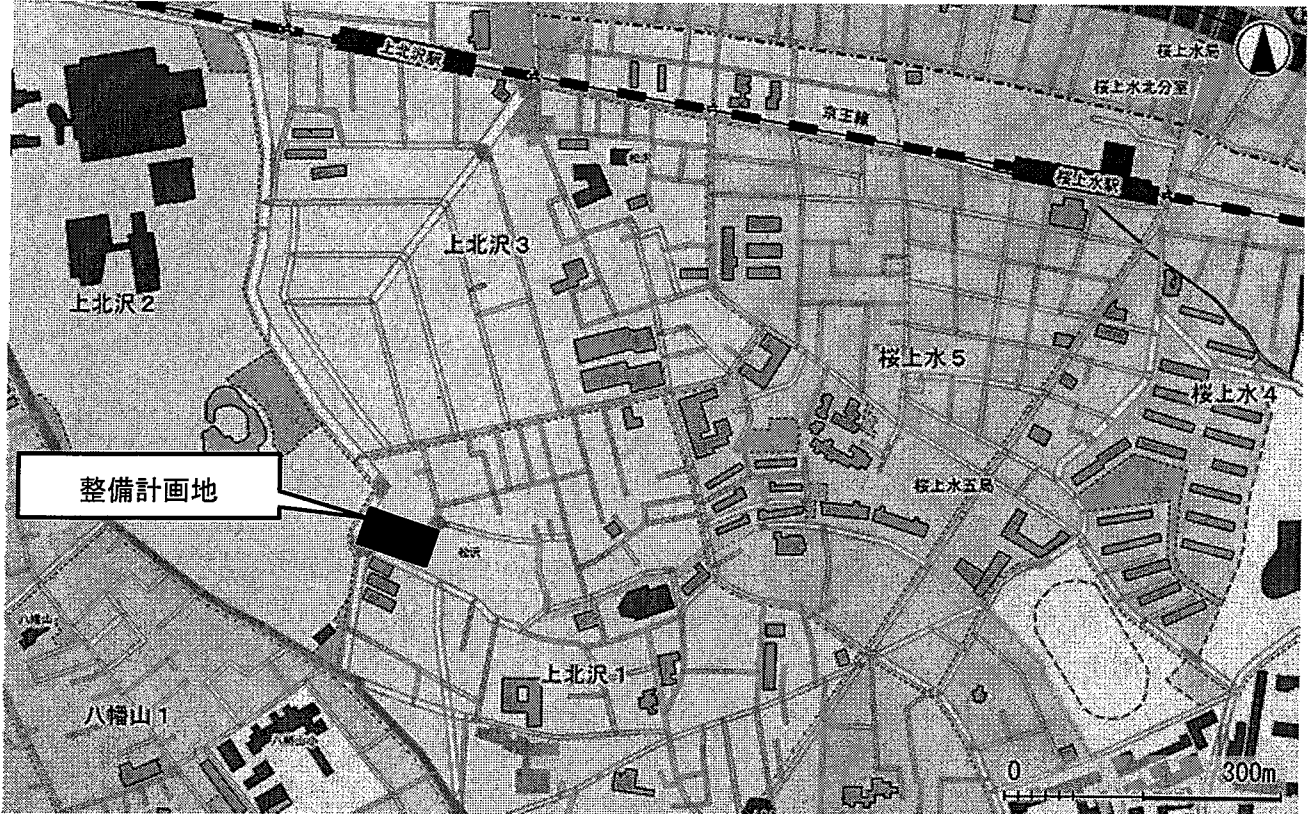
| お問合せ事項 | 担当課 | 窓口・電話番号 |
|--|--------------------------------|----------------------------------|
| 特定建設作業・アスベスト除去に関する届出、工場・指定作業場（20台以上の駐車場等）の届出・指導、環七・環八沿道防音助成 | 環境総合対策室 環境保全課 環境指導・調査担当 | 区役所第一庁舎 5階 5432-2274~5、2277~8 |
| 環境配慮制度（環境基本条例） | 環境総合対策室 環境保全課 環境配慮担当 | 区役所第一庁舎 5階 5432-2276 |
| 準工業地域内における、延べ面積300㎡以上の集合住宅及び敷地面積が280㎡以上でその敷地内に分譲、賃貸等を目的として複数建築される住宅（専用住宅、併用住宅及び共同住宅） | 産業政策部 工業・雇用促進課 工業・雇用促進担当 | 三軒茶屋分庁舎 4階 3411-6662 |
| 特定商業施設の立地に伴う生活環境保全の要綱（大規模小売店舗立地法等） | 産業政策部 商業課 | 三軒茶屋分庁舎 3411-6652 |
| 埋蔵文化財包蔵地の確認 | 教育委員会事務局 生涯学習・地域・学校連携課 文化財係 | 区役所第二庁舎 3階 5432-2726 |
| 国土法の届出 | 都市整備部 都市計画課 | 区役所第一庁舎 5432-2455 |
| 公有地の拡大の推進に関する法律による届出・申請 | 財務部 経理課 財産管理係 | 区役所第一庁舎 5432-2142~4 |
| 住居表示に関すること（新築届等） | 生活文化部 地域窓口調整課 住民記録・住居表示係 | 5432-2235 |
| 工業等制限法 | 東京都 都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導係 | 5321-1111 内線30-745 |
| 高圧線下の建築行為 | 東京電力渋谷支社 世田谷営業センター 送電保守グループ | 5450-5108 |
| 都市計画道路（区施工）・主要生活道路整備事業推進・道路代替地管理 | 道路整備部 道路事業推進担当課 | 区役所城山分庁舎 3階 5432-2517~8 |
| 交通広場整備推進 | 道路整備部 交通広場整備担当課 | 区役所城山分庁舎 3階 5432-2547 |
| 用地買収等 | 財務部 用地課 | 区役所城山分庁舎 1階 5432-2507~11 |
| 鉄道路線の近接工事 | 京王電鉄 工務部保線課 | 042-337-3244 |
| | 小田急電鉄 工務部保線課 | 03-3349-2390 |
| | 東京急行電鉄 工務部土木課 | 03-5754-0205 |

●関連事業所等

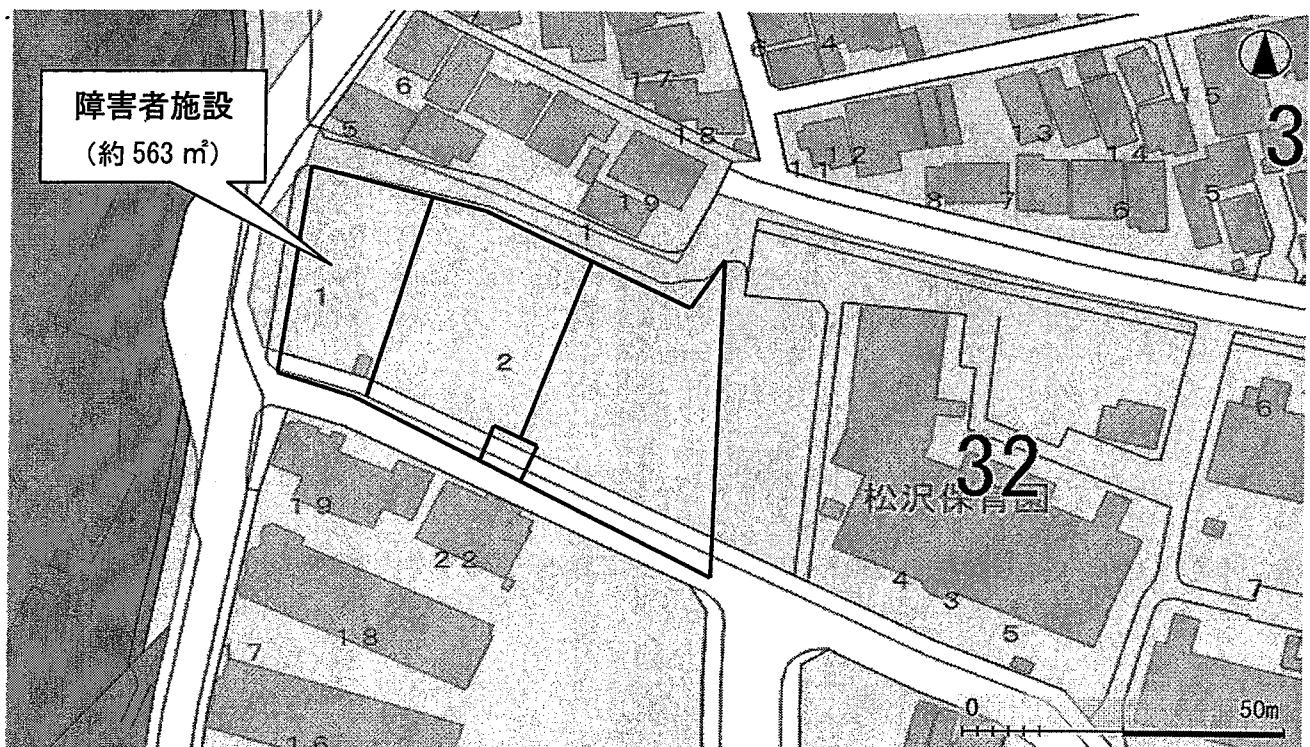
| 事業所 | | 住所 | 電話番号 |
|------|--------------------------------|---------------|---------------|
| 水道局 | 世田谷営業所 お客さまセンター | 桜丘 5-50-16 | ☎ 5451-0911 |
| 下水道局 | 南 部 下 水 道 事 務 所 | 大田区雪谷大塚町13-26 | ☎ 5734-5031 |
| 電 力 | 東京電力渋谷支社 世田谷営業センター 送電保守グループ | 渋谷区神南1-12-10 | ☎ 5450-5108 |
| ガ ス | 東京ガスお客様センター | | ☎ 0570-002211 |
| 法務局 | 東京法務局 世田谷出張所 | 若林4-31-18 | ☎ 5481-7519 |

【案内図】世田谷区上北沢一丁目818番2の一部（地番）

※最寄駅：京王線上北沢駅から徒歩12分



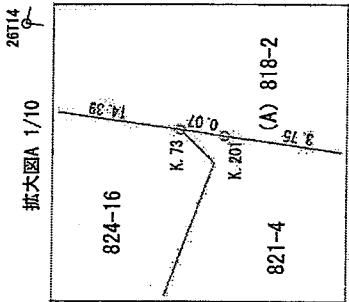
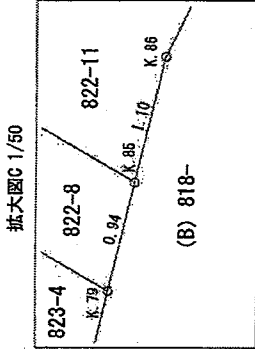
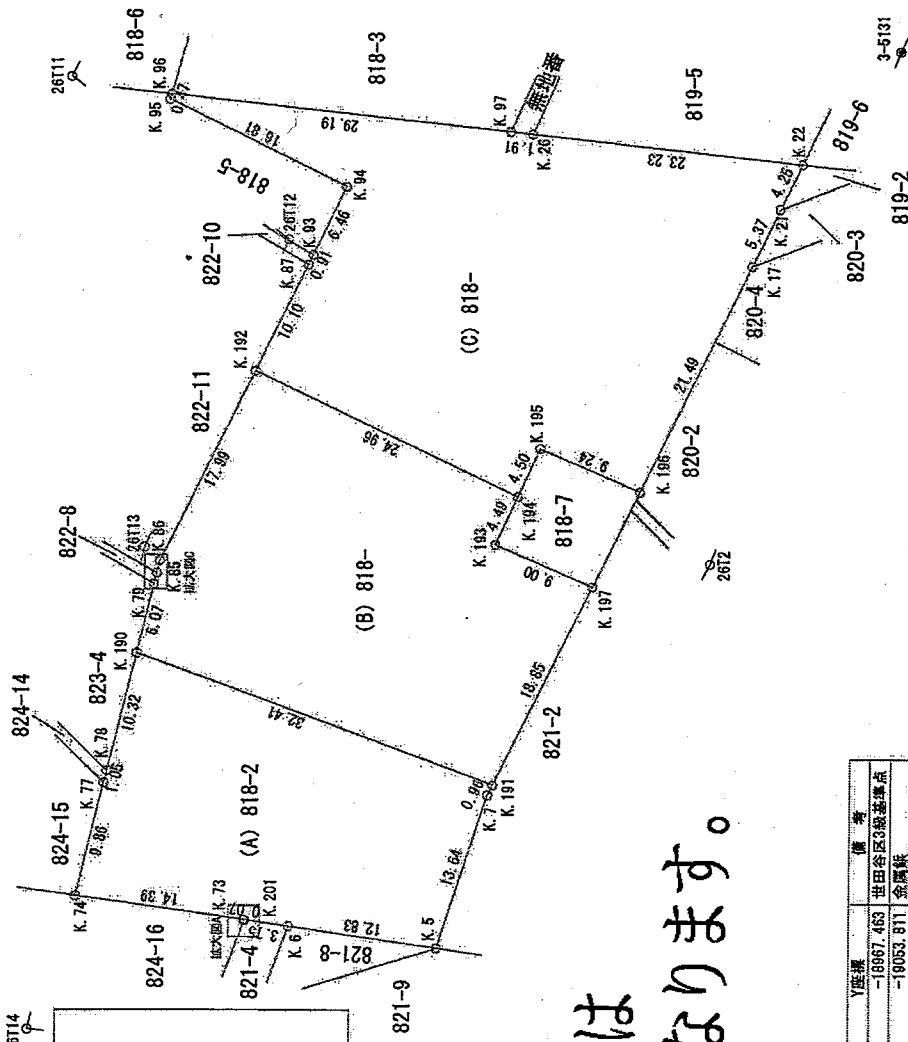
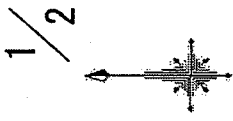
【整備計画地】



※整備計画地については、おおむねの位置を図示しております。

地積測量図

地番 818-2 - , -
土地の所在 世田谷区上北沢一丁目



貸付予定地は
(A)敷地になります。

多角点座標値

| 点名 | X座標 | Y座標 | 備考 |
|--------|------------|------------|-----------|
| 3-5131 | -37288.696 | -19967.463 | 世田谷区3級基準点 |
| 2611 | -37249.268 | -19053.811 | 金属板 |
| 2612 | -37272.588 | -19011.040 | 金属板 |
| 26111 | -37217.876 | -18968.587 | 金属板 |
| 26112 | -37236.317 | -18983.474 | 金属板 |
| 26113 | -37224.304 | -19009.703 | 金属板 |
| 26114 | -37214.621 | -19050.576 | 金属板 |

「地震前に測量したものであるため、地震後、再点検したものである」
※地震前の基本三角点等の成果に基づき測量

作成者

(平成 年 月 日作成)

申請人 東京都知事 舛添 要一

縮尺 1/500

地積測量図

番 818-2, -

地

土地の所在 世田谷区上北沢一丁目

求積表

| 地番 | X_n | Y_n | $Y_{n+1}-Y_n-1$ | $X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_n-1)$ |
|-------|------------|------------|-----------------|-----------------------------|
| K.74 | -37218.634 | -19039.391 | 11.600 | -431736.154400 |
| K.77 | -37220.973 | -19029.811 | 10.609 | -394877.302567 |
| K.78 | -37221.224 | -19028.782 | 11.061 | -411703.958664 |
| K.190 | -37223.673 | -19018.750 | -1.156 | 43030.568998 |
| K.191 | -37254.094 | -19029.938 | -12.049 | 448974.879606 |
| K.7 | -37253.867 | -19030.799 | -13.810 | 514473.141270 |
| K.5 | -37249.379 | -19043.748 | -11.149 | 415293.324711 |
| K.6 | -37236.675 | -19041.948 | 2.326 | -66612.500600 |
| K.201 | -37232.900 | -19041.422 | 0.537 | -19994.099620 |
| K.73 | -37232.885 | -19041.411 | 2.031 | -75619.989455 |
| 合計面積 | | | | 1127.60709 |
| 合計面積 | | | | 563.800845 |
| 地積 | | | | 563.80 |

| 地番 | X_n | Y_n | $Y_{n+1}-Y_n-1$ | $X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_n-1)$ |
|-------|------------|------------|-----------------|-----------------------------|
| K.190 | -37223.673 | -19018.750 | 17.090 | -636152.571570 |
| K.79 | -37225.114 | -19012.848 | 6.822 | -253949.727708 |
| K.85 | -37225.339 | -19011.928 | 1.889 | -74041.192271 |
| K.86 | -37225.600 | -19010.859 | 17.222 | -641099.283200 |
| K.192 | -37233.539 | -18994.706 | 6.472 | -233741.925408 |
| K.194 | -37226.105 | -19005.387 | -14.764 | 550049.134220 |
| K.193 | -37254.214 | -19008.470 | -7.656 | 285218.262384 |
| K.197 | -37262.476 | -19013.043 | -20.468 | 762868.959768 |
| K.191 | -37254.094 | -19029.938 | -5.707 | 212609.114488 |
| 合計面積 | | | | 1650.162673 |
| 合計面積 | | | | 790.0813365 |
| 地積 | | | | 790.08 |

| 地番 | X_n | Y_n | $Y_{n+1}-Y_n-1$ | $X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_n-1)$ |
|-------|------------|------------|-----------------|-----------------------------|
| K.192 | -37233.539 | -18994.706 | 19.762 | -735436.562328 |
| K.87 | -37237.997 | -18985.635 | 9.891 | -368321.028327 |
| K.93 | -37238.400 | -18984.815 | 6.826 | -246741.638400 |
| K.94 | -37241.253 | -18979.009 | 13.215 | -492143.158395 |
| K.95 | -37226.160 | -18971.600 | 7.870 | -292969.079200 |
| K.96 | -37226.288 | -18971.139 | -2.737 | 101868.350256 |
| K.97 | -37255.307 | -18974.337 | -3.407 | 126928.030949 |
| K.26 | -37257.211 | -18974.546 | -2.754 | 102606.359094 |
| K.22 | -37280.305 | -18977.091 | -6.355 | 236916.339275 |
| K.21 | -37278.417 | -18980.901 | -8.630 | 321712.738710 |
| K.17 | -37276.028 | -18985.721 | -24.079 | 897569.478212 |
| K.196 | -37266.476 | -19004.980 | -15.583 | 580723.495508 |
| K.195 | -37257.997 | -19001.304 | -0.407 | 15164.004779 |
| K.194 | -37256.105 | -19005.387 | 6.598 | -245916.780790 |
| 合計面積 | | | | 2081.246343 |
| 合計面積 | | | | 1046.6241715 |
| 地積 | | | | 1046.62 |

| 境界点座標値 | 点名 | X座標 | Y座標 | 備考 |
|--------|-------|------------|------------|---------|
| | K.5 | -37249.379 | -19043.748 | 測印 |
| | K.6 | -37236.675 | -19041.948 | 本杭 |
| | K.7 | -37253.667 | -19030.799 | 既設 区金属標 |
| | K.8 | -37265.723 | -19008.488 | 計算点 |
| | K.17 | -37276.028 | -18985.721 | 既設 区金属標 |
| | K.19 | -37266.149 | -19005.638 | 計算点 |
| | K.21 | -37278.417 | -18980.901 | 既設 区金属標 |
| | K.22 | -37280.305 | -18977.091 | 既設 区金属標 |
| | K.26 | -37257.211 | -18974.546 | 計算点 |
| | K.73 | -37232.885 | -19041.411 | 本杭 |
| | K.74 | -37218.634 | -19039.391 | 本杭 |
| | K.77 | -37220.973 | -19029.811 | 本杭 |
| | K.78 | -37221.224 | -19028.782 | 本杭 |
| | K.79 | -37225.114 | -19012.848 | 本杭 |
| | K.85 | -37225.339 | -19011.928 | 本杭 |
| | K.86 | -37225.600 | -19010.859 | 本杭 |
| | K.87 | -37237.997 | -18985.635 | 本杭 |
| | K.83 | -37238.400 | -18984.815 | 本杭 |
| | K.94 | -37241.253 | -18979.009 | 本杭 |
| | K.95 | -37226.160 | -18971.600 | 既 |
| | K.96 | -37226.288 | -18971.139 | 区金属標 |
| | K.97 | -37255.307 | -18974.337 | 計算点 |
| | K.190 | -37223.673 | -19018.750 | 新設 |
| | K.191 | -37254.094 | -19029.938 | 新設 |
| | K.192 | -37233.539 | -18994.706 | 新設 |
| | K.193 | -37254.214 | -19009.470 | 本杭 |
| | K.194 | -37256.105 | -19005.387 | 新設 |
| | K.195 | -37257.997 | -19001.304 | 本杭 |
| | K.196 | -37266.476 | -19004.980 | 計算点 |
| | K.197 | -37262.476 | -19013.043 | 計算点 |
| | K.201 | -37232.960 | -19041.422 | 本杭 |

「地震前に測量したものであるため、地震後、再点検したものである」
 ※地震前の基本三角点等の成果に基づき測量

作成者

(平成 年 月 日作成)

申請人

東京都知事 舩添 要一

縮尺

2/2

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（障害）

| | |
|----|--------------|
| | 18福保障計第1342号 |
| | 平成19年3月23日 |
| 改正 | 19福保障計第1299号 |
| | 平成20年3月11日 |
| 改正 | 20福保障計第1247号 |
| | 平成21年3月25日 |
| 改正 | 22福保障計第1204号 |
| | 平成23年2月21日 |
| 改正 | 25福保障計第768号 |
| | 平成25年9月4日 |
| 改正 | 25福保障計第1418号 |
| | 平成26年2月26日 |
| 改正 | 26福保障計第1080号 |
| | 平成26年11月21日 |
| 改正 | 26福保障計第2064号 |
| | 平成27年4月1日 |

（趣旨）

第1条 この要綱は、「都有地等を活用した民間事業者支援制度に関する要綱」（平成14年10月28日付14財財総第210号知事決定）及び「『都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業』に係る財産処理等の方針について」（平成27年3月9日付26福保総企第748号知事決定）に基づき、東京都（以下「都」という。）が所有する土地（建物がある場合には、これを含む。以下「都有地等」という。）のうち未利用の都有地等の貸付けに係る基本的事項を定め、もって地域に密着した生活の場（以下「地域の福祉インフラ」という。）の整備を促進し、福祉改革の推進を図ることを目的とする。

（対象となる地域の福祉インフラ）

第2条 この要綱の対象となる地域の福祉インフラは、次に掲げるものとする。

（1）共同生活援助事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する共同生活援助の用に供する施設

（2）日中活動系サービス事業所

障害者総合支援法に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の用に供する施設

（3）児童発達支援又は医療型児童発達支援を行う事業所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援の事業の用に供する施設

(対象となる所有地等)

第3条 この要綱の対象となる所有地等は、都において利用予定のないものの中から、財務局長が決定する。

(貸付けの対象となる民間事業者)

第4条 所有地等の貸付対象者は、福祉保健局長が別に定める民間事業者のうち、対象となる所有地等において地域の福祉インフラを整備運営するものとする。

(貸付条件)

第5条 所有地等を前条の定める民間事業者に貸し付ける条件（以下「貸付条件」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に定める地域の福祉インフラを含めた施設を整備運営するために使用すること。
- (2) (1)の事業を行うために必要な施設、設備等は、借受者の負担で設置すること。
- (3) 施設、設備等の維持管理に係る費用を借受者が負担すること。
- (4) (1)の事業が、貸し付ける所有地等及びその周辺地域の安全、環境等に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (5) 第三者に転貸しないこと。
- (6) 第11条に定める貸付期間の満了のとき、借受者側の理由により貸付契約を打切るとき又は第14条第2項後段に定める貸付契約の解除のときは、借り受けた所有地等を直ちに借受者の負担により施設、設備等の撤去等を行い、原状に回復させ、返還すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が必要と認める条件

(公募)

第6条 福祉保健局長は、当該所有地等の所在する区市町村の長（以下「関係区市町村長」という。）と協議の上、所有地等の借受者を公募する。

2 福祉保健局長は、前項に定める公募に関する事務を関係区市町村長に委任することができる。

3 公募に応じる者（以下「応募者」という。）は、所有地等借受申請書（別記第1号様式）2部を福祉保健局長に提出しなければならない。

4 貸付対象となる所有地等の所在、面積その他公募に必要な事項は、別途福祉保健局長が定める。

(関係区市町村長への意見聴取)

第7条 福祉保健局長は、公募の期間満了後、前条第3項の規定に基づき提出された所有地等借受申請書のうち1部を、関係区市町村長に速やかに送付し、応募者についての意見聴取を依頼する。依頼を受けた区市町村長は、書面によりその意見を福祉保健局長に通知する。

(審査会)

第8条 福祉保健局長は、前条の借受対象候補者について、借受者としての適格性等を審査

するため、都用地等利用事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、福祉保健局長が別に定める審査基準に基づき、適正に審査しなければならない。
- 3 審査会の委員は、別表のとおりとする。

（借受者の決定等）

第9条 福祉保健局長は、審査会の審査を経て貸付けの適否を決定し、貸し付けることを決定したときは都用地等貸付決定通知書（別記第2号様式）により、貸し付けないことを決定したときは都用地等不貸付決定通知書（別記第3号様式）により、その旨を応募者に通知する。

- 2 福祉保健局長は、財務局長及び関係区市町村長に対し、借受者を通知する。

（貸付契約）

第10条 東京都知事は、前条第1項の規定により貸付けを決定した者と貸付契約を締結する。

- 2 土地の貸付契約の形態は、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に基づく定期借地権設定契約とする。ただし、日中活動系サービス事業所及び児童発達支援又は医療型児童発達支援事業を行う事業所については、同法第23条に基づく事業用定期借地権等設定契約とすることができる。

建物の貸付契約の形態は、同法第38条に基づく定期建物賃貸借契約とする。

（貸付期間）

第11条 土地の貸付けにおける貸付期間は、定期借地権設定契約については50年、事業用定期借地権等設定契約については10年以上50年未満（ただし、施設整備に当たり補助制度を活用する場合は、定期借地権の設定期間が原則として財産処分制限期間以上であること。）とする。

建物の貸付けについては、都における将来の利用計画など当該都用地等の個別の事情等を勘案し、別に定める公募要項において定めるものとする。

（貸付料及び保証金等の減額）

第12条 貸付料及び保証金又は敷金は、都において別途決定する。

- 2 前項の貸付料の決定に当たって、第2条に定める貸付対象施設を整備する場合は、通常に算定された額から50%の減額を行う。

ただし、土地の貸付けにおいて、平成26年8月20日から平成30年3月31日までの間に公募を開始した案件については、貸付対象となる土地の1㎡当たりの更地価格（以下「土地価格」という。）によって減額率が変わる仕組みとし、土地価格が都内住宅地の地価公示平均額を考慮して設定した1㎡当たり340,000円（以下「一定額」という。）を超える場合には、以下の計算式によって減額率を算定する。

なお、減額率については、小数点以下第2位までとする（小数点以下第3位がある場合、これを四捨五入する。）。

$$\text{減額率} = 1 - \{(\text{土地価格} - \text{一定額}) \times 0.1 + \text{一定額} \times 0.5\} \div \text{土地価格}$$

3 土地を貸し付ける場合の保証金は、定期借地権設定契約の場合、貸付料月額30月分とし、事業用定期借地権等設定契約の場合、貸付料月額12月分とする。

建物を貸し付ける場合の敷金は近傍類似の賃貸事例を考慮して設定するものとする。

ただし、土地の貸付けにおいて、平成26年8月20日以降に公募を開始した案件については、都と区市町村との間で補償に関する協定を締結する場合には、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第36条の2第1項ただし書に定める取扱いをすることができる。

（貸付料の改定）

第13条 都は、前条第1項の貸付料が土地価格の変動により若しくは近隣の土地若しくは建物の貸付料と比較して不相当となった場合又は貸付けの対象施設に関する補助制度の変更等の状況の変化があった場合には、貸付料を改定することができる。

（使用状況の確認）

第14条 福祉保健局長は、土地の使用方法が貸付条件に適合しているか等を確認するため、必要に応じ、調査を行うものとする。

2 福祉保健局長は、前項の調査において、その使用方法が不適切と認めたときは、借受者に対し改善を勧告するものとする。勧告により、改善がみられない場合は、貸付契約を解除するものとする。

3 福祉保健局長は、報告期限を定めて、借受者に借受所有地等使用状況報告書（別記第4号様式）を提出させるものとする。

4 福祉保健局長は、財務局長から求めがあった場合は、第1項の調査を行い、財務局長に報告するものとする。

（貸付けの開始時期）

第15条 この要綱による貸付契約に基づく貸付けは、平成37年3月31日までに開始するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

都有地等利用事業者選定審査会委員構成

| | |
|---|------------------------|
| 1 | 福祉保健局障害者施策推進部長 |
| 2 | 福祉保健局総務部企画政策課長 |
| 3 | 福祉保健局総務部計理課長 |
| 4 | 福祉保健局総務部契約管財課長 |
| 5 | 福祉保健局障害者施策推進部計画課長 |
| 6 | 福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課長 |
| 7 | 福祉保健局障害者施策推進部居住支援課長 |
| 8 | 福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課長 |
| 9 | その他、福祉保健局長が必要と認めた者 |

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害）の 貸付対象事業者について

| | |
|----|--------------|
| | 18福保障計第1342号 |
| | 平成19年3月23日 |
| 改正 | 20福保障計第1247号 |
| | 平成21年3月25日 |
| 改正 | 25福保障計第768号 |
| | 平成25年9月4日 |
| 改正 | 25福保障計第1418号 |
| | 平成26年2月26日 |
| 改正 | 26福保障計第1080号 |
| | 平成26年11月21日 |

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第4条に規定する貸付対象者は、以下に定める民間事業者とする。

1 共同生活援助事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

2 日中活動系サービス事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

3 児童発達支援又は医療型児童発達支援を行う事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人

- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が認める事業者

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業（障害）
に関する利用事業者審査基準

18福保障計第1342号
平成19年3月23日
改正 20福保障計第1247号
平成21年3月25日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（平成19年3月23日付18福保障計第1342号）第8条第2項に規定する利用事業者の審査基準は次のとおりとする。

（1）組織運営に関する事項

- 1-1 それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われると認められること。
- 1-2 当該事業の事業内容について、理解と熱意を十分に有していること。
- 1-3 指導検査等において、過去に問題点がないか、あるいは過去に指摘された問題点が十分に改善されていること。

（2）財政運営に関する事項

- 2-1 施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されていること。
- 2-2 法人としての財政状況及び収支状況が健全であること。

（3）事業運営に関すること

- 3-1 当該事業を実施するにあたって必要な事業者指定等を受ける見込みがあること。
- 3-2 当該事業の経験のある社会福祉法人、医療法人等との連携を図ることができ、必要に応じてその支援を得られること。
- 3-3 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。

（4）事業計画に関すること

- 4-1 当該土地に当該施設の建設が可能であり、建築確認の見通しが確実であること。
- 4-2 計画にあたって当該区市町村の理解が得られていること。
- 4-3 当該建物は、当該施設に改修が可能であること（建物を改修して利用する場合）。
- 4-4 当該事業を継続的・安定的に運営するために必要な資金計画・収支計画が策定されており、事業開始から10年以上継続して事業を行う見込みがあること。

(5) その他

5-1 事業計画や過去の実績等を総合的に勘案し、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続的に提供されると判断されること。

以上に定めるものの他、福祉保健局長は、個別事案に応じて、必要な審査基準を別途定めることができるものとする。